

第1編 宅地造成等許可制度

1 宅地造成等許可制度の趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされています。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっています。同様の被害が二度と繰り返されることがないように、盛土等による災害から国民の生命を守るため、従来の宅地造成等規制法の法律名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとしたものです。

2 宅地造成等に関する工事の許可

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

2 法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業

三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業

四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事の

<p>うち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの</p> <p>十 次に掲げる土石の堆積に関する工事</p> <p>イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの</p> <p>ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの</p> <p>ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの</p>

(1) 許可が必要な場合

横須賀市内において「宅地造成等」（詳しくは、「3 定義(2)宅地造成、特定盛土等、土石の堆積について、及び(3)土地の形質の変更、土石の堆積について」を参照してください。）を行おうとする場合は、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等「(3)許可を要しない宅地造成等参照」以外は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。造成等が生じる場合や、既存の擁壁のやり替え等の何らかの変更が生じる場合は、宅地審査防災課に「宅地造成に関する事前相談」を提出してください。

なお、建築物を建築する目的で行う宅地造成等にあつては、都市計画法第 29 条の許可が必要な場合があります。

(2) 宅地造成等許可の特例（法第 15 条第 1 項）

国又は県若しくは指定都市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。

(3) 許可を要しない宅地造成等

許可を要しない宅地造成等（宅地造成等に伴う災害の発生の恐れがないと認められる場合）は次のとおりです。

右記の法による届出、許可や命令等を受け行う工事	鉱山保安法、鉱業法、採石法、砂利採取法、土地改良法、火薬類取締法、家畜伝染病予防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壤汚染対策法、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
右記の国等による非常災害のために必要な応急措置	国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構
その他の工事	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
宅地造成等で右記に該当するもの	3 定義(3)に許可が必要な宅地造成の図解がありますので参照してください。

※法による届出等に関しては、許可の要不要に関して関係法令の条項を確認してください。

(4) 繰返し行われる堆積行為の一体性

以下のすべての事項に該当する場合は、許可対象行為とします。

- ・許可対象規模未満の堆積行為が繰り返され、これらの堆積が※機能的に一体と認められる場合
- ・従前の堆積も含めた堆積行為が、許可対象規模を超える場合

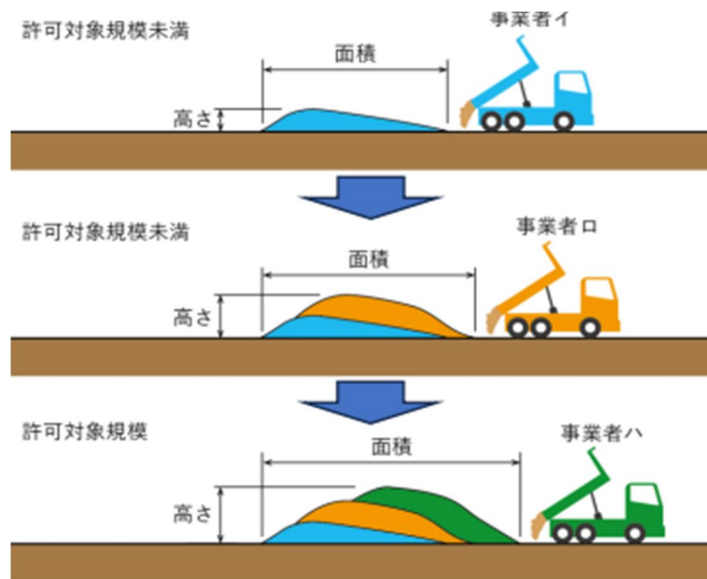


図1 繰返し行われる土石の堆積の一体性

※機能的に一体とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の堆積が行われ、相互に関連している場合を指します。

※許可対象事業者は、土石を受け入れている事業者になります。

(5) 規制対象とならない土石の堆積

以下の土石の堆積は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規制対象外として取り扱うため、許可不要です。

- ・試験、検査等のための試料の堆積
- ・屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土地の堆積
- ・岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
- ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

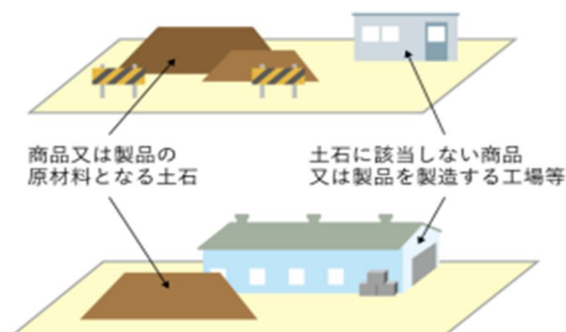


図2 規制対象とならない土石の堆積

(6) 宅地造成等のフロー及び担当窓口

計画している造成に対して、下記フローに従って許可の要不要や手続きを必要とする担当窓口の確認を行ってください。

※法の許可が必要な造成の場合は担当課、手続きが不要な造成は法適用なし

【土地の形質の変更に関する工事】						
盛土・切土、単なる土捨て行為を行う。						
YES						
①盛土で高さが1mを超える崖を生じるものである。						
YES	NO					
↓	②切土で高さが2mを超える崖を生じるものである。					
	YES	NO				
	↓	③盛土と切土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生じるものである。				
		YES	NO			
		↓	④盛土で高さが2mを超えるものである。			
			YES	NO		
	↓	↓	⑤30cmを超える造成を含む一体的な切土または盛土をする土地の面積が500㎡を超えるものである。			
			YES	NO		
	許可が必要な土地の形質の変更である。					↓
	宅地以外の土地を宅地にするために行うもの					
YES	NO					
(宅地造成)	(特定盛土等)					
↓	宅地で行うもの					
	YES	NO				
	↓	農地で行うもの				
		YES	NO			
		↓	森林で行うもの			
			YES	NO		
宅地審査防災課	農水産業振興課	自然環境・河川課	法適用なし	法適用なし		
【土石の堆積に関する工事】						
一時的な堆積（土石のストックヤードにおける仮置き等）を行う。					盛土・切土、単なる土捨て行為、一時的な堆積のいずれも行わない	
YES						
①最大時に堆積する高さが2mを超え、かつ面積が300㎡を超えるものである。						
YES	NO					
↓	②30cmを超える一時的な堆積でその面積が500㎡を超えるものである。					
	YES			NO		
	↓					
許可が必要な一時的な土石の堆積である。（土石の堆積）						
宅地で行うもの	農地で行うもの	森林で行うもの	その他で行うもの			
↓	↓	↓	↓			
宅地審査防災課	農水産業振興課	自然環境・河川課	法適用なし	法適用なし	法適用なし	

7) 規制対象行為と必要な手続き

区 域	宅地造成等工事規制区域	
行 為	土地の形質の変更	土石の堆積
許 可	①盛土で高さ1 m超の崖 ②切土で高さ2 m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、 高さ2 m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2 m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超 (①～④を除く)	①堆積の高さ2 m超 かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
中間検査 (特定工程が伴う場合)	①盛土で高さ1 m超の崖 ②切土で高さ5 m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、 高さ5 m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5 m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く)	—
定期報告	同 上	①堆積の高さ5 m超 かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超
完了検査	許可対象行為 すべて	—
確認検査	—	許可対象行為 すべて

3 定義

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれの大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずる

こととなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

（土石の堆積）

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

【省令】

（公共の用に供する施設）

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

(1)土地について

法において土地は、宅地、農地等、公共施設用地に分かれており、その詳細については、下記表のとおりとなります。

土地	
宅地	下記以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
公共施設用地	道路、公園、河川
	公共の用に供する施設(右記)の用に供されている土地 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第二条第二項に規定する防衛施設 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

※本市に所在する防衛省が所管する施設(横須賀米海軍施設含む)はすべて公共施設用地となります。

(2)宅地造成、特定盛土等、土石の堆積について

宅地造成は宅地以外の土地を宅地にするために、特定盛土等は、宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更をいい、土石の堆積は、宅地又は農地等において行う一定期間の経過後に当該土石を除却する土石の堆積をいいます。

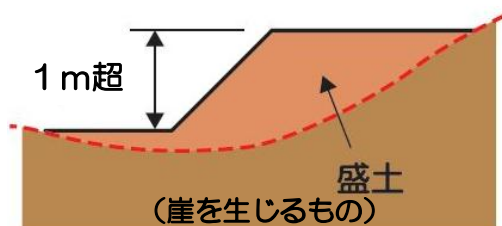
また、すべての行為を総称して宅地造成等といえます。

(3)土地の形質の変更、土石の堆積について

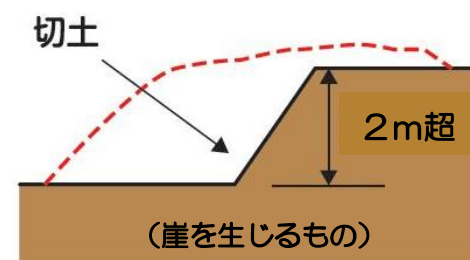
【土地の形質の変更】

- ① 盛土であって、高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土であって、高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土とを同時にすることによって、盛土部分に高さが1m以下の崖を生じ、かつ高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2mを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの

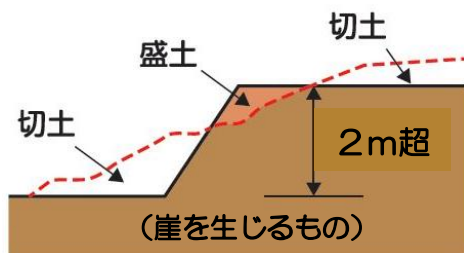
要件① (イメージ図)



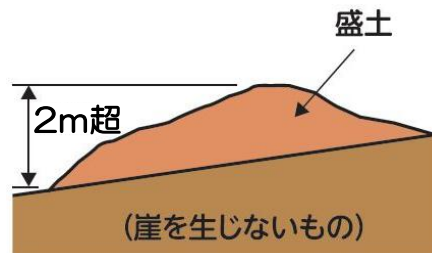
要件② (イメージ図)



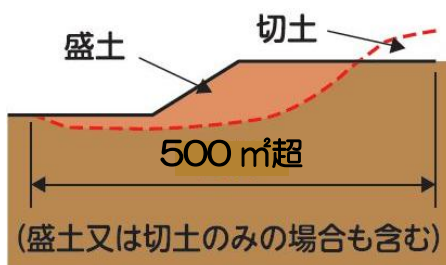
要件③ (イメージ図)



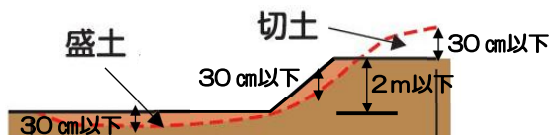
要件④ (イメージ図)



要件⑤ (イメージ図)



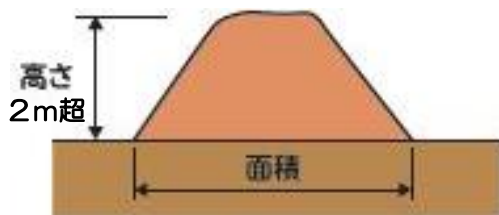
※このうち宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事は、⑤のうち高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下の盛土又は切土をするもの(下図参照)



【土石の堆積】

- ① 高さが2mを超える土石の堆積
- ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

要件①（イメージ図）

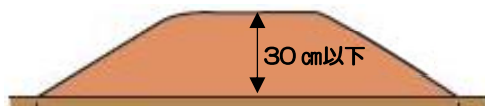


要件②（イメージ図）



※このうち宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事は、下記の3項目となります。

- ①のうち面積が300㎡以下であるもの
- ②のうち地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm以下であるもの
（下図参照）



- ③工事の施工に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を現場又はその付近（2km圏内程度）に堆積するもの

※土石の堆積は、一定期間の経過後（5年以内）に当該土石を除却するものに限り、ストックヤード業を行う事業者や、近隣で建築工事や土木工事等、土石を扱う工事を行う事業者が、その事業のために流動的に土石を堆積する行為をいい、堆積した土石により土地利用の計画若しくは発生する場合や、流動的でない場合、残土の埋め立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質の変更として取り扱います。

※土石とは土砂または石もしくはこれらの混合物を指し、廃棄物処理法に規定する廃棄物や産業副産物等については対象外となります。

①土砂に該当するもの

- 地盤を構成する材料のうち、粒形75mm未満の礫、砂、シルト、粘土。
- 岩石を破碎等し、土と同等の粒状にしたもの。
- 有機物を含む土。
- 土に性状改良材を混合等したもの。
- 建設廃棄物を土と同等の正常にしたもの。

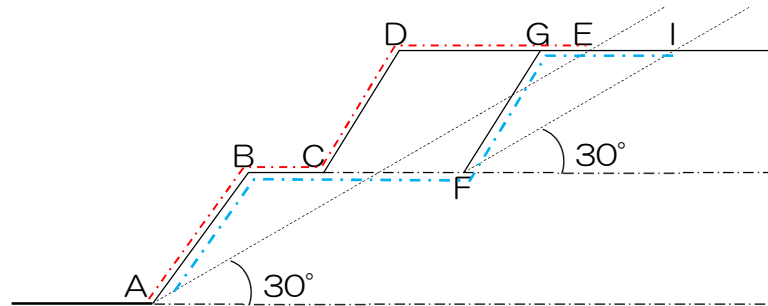
②石に該当するもの

- 地盤を構成する材料のうち、粒形75mmを超えるもの。

(4) 崖、一体の崖について

- ① 「崖」とは地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいいます。
- ② 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなします。

一体の崖（イメージ図）



この図で、

- ABC の崖と CDE の崖は、A から水平面に対して 30° の線（線分 AE）より CDE の崖の下端が上層にあることから、一体の崖とみなします。
- ABC の崖と FGI の崖は、線分 AE より FGI の崖の下端が下層にあることから、別の崖とみまします。

(5) 災害について

崖崩れ又は土砂の流出による災害をいいます。

(6) 設計について

その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面及び仕様書）を作成することをいいます。

(7) 工事主について

宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

(8) 工事施行者について

宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

(9) 造成宅地について

宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいいます。

(10) 住民への周知について

工事主は、宅地造成又は特定盛土等の許可の申請をするときは、あらかじめ、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知する必要があります。本市においては、「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」に基づき説明を行うことで、住民への周知を行ったものとみなします。

(11) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域の指定について

本市では、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものとして宅地造成等工事規制区域を市域全域に指定しています。そのため、特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域の指定箇所はありません。

(12) 土石の堆積に関する工事の期間

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限り、土石の堆積に関する工事の期間を許可の日から最長5年として運用します。

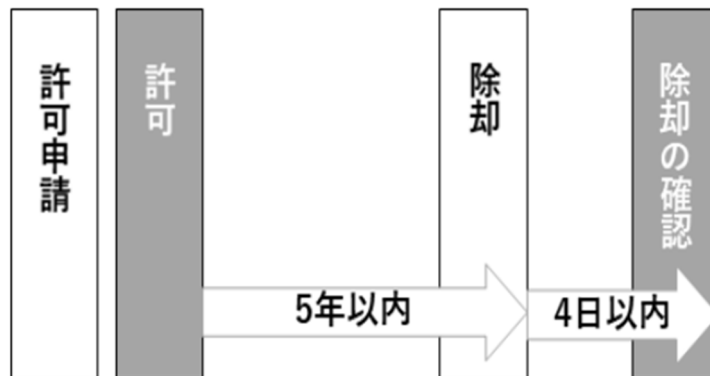


図4 期間の考え方

許可の日から5年を超えて土石の堆積をしようとする場合は、当該許可の日から5年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。

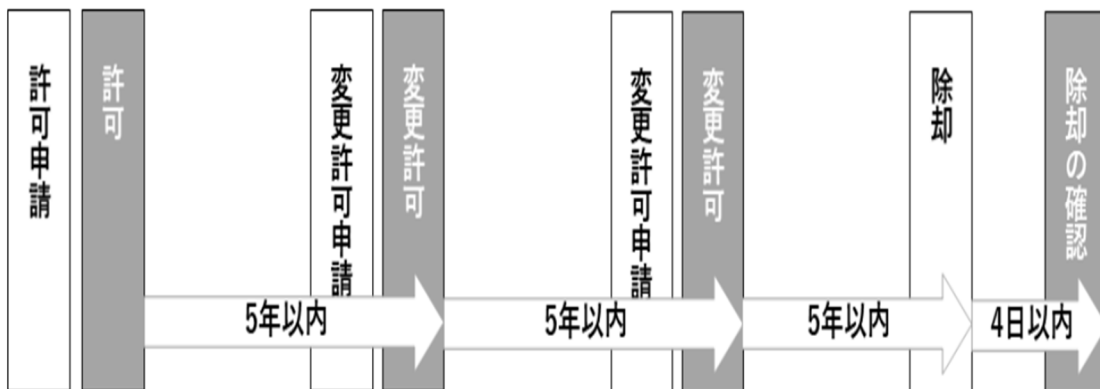


図5 変更許可を行う場合